

平成27年8月からの変更点

雇用保険の賃金日額および基本手当日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等は、毎年8月から変更されます。本書掲載の以下の箇所については、平成27年8月から平成28年7月までの間は、以下の金額に読み替えてください。

●60ページ・上の表

■賃金日額に応じた基本手当日額の給付率と上・下限額（60～64歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,300円	2,300円以上 4,600円未満	4,600円以上 10,500円以下	10,500円超 14,920円以下	《上限額》 14,920円
給付率 (額)	《下限額》 1,840円	80%	80%～45%	45%	《上限額》 6,714円

《参考》（45～59歳の場合）

賃金日額	《下限額》 2,300円	2,300円以上 4,600円未満	4,600円以上 11,660円以下	11,660円超 15,620円以下	《上限額》 15,620円
給付率 (額)	《下限額》 1,840円	80%	80%～50%	50%	《上限額》 7,810円

※上の金額は平成27年8月から平成28年7月までのもので、毎年8月に改定されます。

●65ページ・下 「賃金が低くなるほど、支給率が高い」の項 注釈

※60歳到達時賃金の上限は447,600円、下限は69,000円。雇用継続給付の支給限度額は、341,015円から賃金を引いた額。計算された支給額が1,840円以下の場合には支給されない。（これらは平成28年7月までの額。毎年8月に改定）